

## 中核機関の業務内容

### 1 広報機能

#### (1) 広報・啓発活動の実施

- ア、パンフレット、ホームページ、SNS、広報紙、チラシ等の多様な広報ツールを活用した成年後見制度(以下、「制度」という。)に係る広報・啓発活動を行うこと。
- イ、意思決定支援や権利擁護支援を重視し、分かりやすい広報・啓発活動を行うこと。

#### (2) 講座等の実施

- ア、市民に対しては、制度を学べる全市的な講座を開催すること。
- イ、地域の福祉及び医療等の支援機関・相談機関(1次的窓口\*を含む。)(以下、「支援機関」という。)に対しては、お互いに情報を共有して共通理解を醸成していくためにセミナー等の啓発事業を実施すること。
- ウ、1次的窓口が地域において制度に関する出前講座等を開催する場合は、講師の派遣の調整等、1次的窓口と協力すること。
- エ、市民、支援機関に向けた講演会を開催すること。

※1次的窓口:地域包括支援センター・障がい者相談支援センター

### 2 相談機能

#### (1) 専門相談の実施

制度利用に関する支援を必要とする対象者(以下、「支援対象者」という。)の状況により、法律等に関する高度な専門知識や対応等を要する場合には、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職(以下、「専門職」という。)による助言を受けることができるよう、各専門職団体と協力体制を整備するとともに、支援機関向けの専門相談を実施すること。

#### (2) 権利擁護に係る相談対応及び支援の実施

- ア、制度全般に関する一般的な質問や問い合わせに対応すること。
- イ、相談内容に応じて中核機関で課題を整理した上で、地域の1次的窓口\*に付き添う等適切に繋ぐこと。引継ぎ後も案件に応じて1次的窓口と連携して継続支援を行うこと。
- ウ、制度利用以外の支援についても、権利擁護ニーズに合わせた支援を検討し、支援機関に適切に繋ぐとともに、各支援機関と協力して対応を行うこと。

### (3) 支援機関からの相談対応

支援機関からの法律知識が必要とされる相談に対し、必要に応じて(1)の専門相談も活用して応じること。

## 3 成年後見制度利用促進機能

### (1) 受任者調整(マッチング)等の支援

ア、制度利用に係る申立支援にあたっては、支援対象者の状況に応じた適切な専門職団体と連携を行う等、受任者調整(マッチング)等の支援を行うこと。

イ、支援対象者の意思を尊重した制度利用支援を実施できるように、多様な担い手の育成と活用の促進を図ること。

ウ、家庭裁判所と情報交換を行い、連携を行うこと。

### (2) 日常生活自立支援事業との円滑な連携

日常生活自立支援事業利用者に対して、アセスメントシート等を活用した制度利用への適切な見極めを行う等、日常生活自立支援事業から制度へ、また制度から日常生活自立支援事業へのスムーズな移行が図れるように、法人後見事業と円滑に連携を行い取り組むこと。

### (3) 吹田市成年後見審判申立審査会への参加

吹田市成年後見審判申立審査会へ参加し、市長申立による制度の利用を円滑に進めること。

### (4) 市民後見人の養成

市が大阪府域における市民後見人養成・活動支援事業に参画実施する場合には、市民後見人の養成について中核機関としての機能を十分に活用できるよう、市と協議、連携し推進に取り組むこと。

## 4 成年後見人等への支援機能

### (1) 親族後見人、後見活動を行う法人への支援

ア、親族後見人、後見活動を行う法人等に対して、専門職団体や家庭裁判所と連携し、相談対応や制度に係る情報提供を行う等、円滑に後見活動を行えるよう支援すること。

イ、支援対象者及びそれに関わる支援機関と成年後見人等が、円滑な人間関係を構築できるよう支援すること。

### (2) 市民後見人への支援

市が大阪府域における市民後見人養成・活動支援事業に参画実施する場合に

においては、市民後見人の活動支援について、市と協議、連携し推進に取り組むこと。

## 5 地域連携ネットワークの構築

### (1) 地域連携ネットワークの構築

行政、支援機関、専門職団体、家庭裁判所等から構成される地域連携ネットワークを構築し、支援対象者を早期に発見し、適切な支援につなげるための体制づくりに取り組むこと。

### (2) 協議会の運営

地域連携ネットワークの構成機関・団体が積極的に制度利用の促進に協力する体制づくりを進める合議体として協議会を設置し、事務局として円滑に協議会を運営すること。

### (3) 権利擁護支援チームの形成・自立支援

成年後見人等及び支援機関等が協力して支援対象者を日常的に見守り、支援することを目的に、権利擁護支援チームを形成し、必要に応じて専門職等を構成員に含めた権利擁護支援チーム会議を開催するとともに、権利擁護支援チームの機能強化を図り、地域における権利擁護支援チームの自立を支援すること。